

熱海市新型コロナウイルス感染症予防対策費助成金 Q&A（よくあるお問い合わせ）

【更新履歴】

2020.10.16 第1版

2020.10.19 第2版（4-Q13「領収書のあて名」に関する事項を追加）

2020.11.11 第3版（助成対象経費として、新たに「1点当たりの取得価格が10万円未満の備品類」を加えたことに伴う修正及び項目の削除等 3-Q1、3-Q2《削除》、4-Q2）

< 1 総論 >

1-Q1. 助成金の目的は？

1-A1. 新型コロナウイルス感染症に対する感染予防対策に取り組む事業者の皆様に対して、その対策に要する費用の一部を助成することで事業活動を支援し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図ることが目的です。

< 2 助成対象者、要件 >

2-Q1. 助成対象者と要件は？

2-A1. 納期が到来した市町村税等（徴収猶予に係るものを除く）を完納し、熱海市内に下記（1）から（6）までのいずれかに該当する事業所、店舗等を有する方（法人または個人事業者）が対象です。

- （1）健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関及び保険薬局並びに同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業を行う事業所並びに医療法第2条第1項に規定する助産所
例）病院、診療所、歯科医院、薬局、訪問看護ステーション、助産院、助産所 など
- （2）児童福祉法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援事業及び同条第7項に規定する障害児相談支援事業を行う事業所
例）児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス・居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援の各事業を行う事業所、障害児支援利用援助・継続障害児支援利用援助の各事業を行う事業所 など
- （3）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第42条第1項に規定する指定事業者及び同法第51条の2第1項に規定する指定相談支援事業者
例）指定障害福祉サービス事業を行う事業所、指定障害者支援施設等の設置者、指定一般相談支援・指定特定相談支援の各事業を行う事業所 など
- （4）介護サービス事業所
例）居宅サービス事業所、施設サービス事業所、地域密着型サービス事業所、福祉用具貸与販売事業所、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター など

(5) 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者であって、接客を伴う事業を行うもの

例) 主に、熱海市内の事務所や店舗の中などの密になりやすい環境下で、不特定多数の市民や観光客に対面で物販やサービス等を提供する事業者を想定しています。

(6) 飲食店、宿泊施設、小売店、観光施設等を有する者

例) 主に、スナック・クラブ・バー・居酒屋・レストラン・ホテル・旅館・土産物店等を想定しています。

2-Q2. 助成対象者と要件(2-Q1)中、(5)の「中小企業者」の定義は？

2-A2. 中小企業基本法第2条第1項の各号に定めるものを中小企業者としています。詳細は下表のとおりです。

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	資本金の額または出資の総額が3億円以下の会社または常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額または出資の総額が1億円以下の会社または常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額または出資の総額が5千万円以下の会社または常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額または出資の総額が5千万円以下の会社または常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

2-Q3. 熱海市内で飲食店を経営している個人事業者だが、自宅(住所)は市外である。この場合、助成対象者となるか？

2-A3. 対象となります。熱海市内に2-Q1に該当する事業所、店舗等を有する方(法人または個人事業者)が助成対象者であり、熱海市内に住所がある必要はありません。ただし、この場合は、住所地の市区町村税で申請者に課されている全ての税目に係る「市区町村税の完納証明書」の提出が申請時に必要です。(4-Q2を参照)

2-Q4. 熱海市内で観光施設を経営している法人だが、法人の本店(本社)は市外である。この場合、助成対象者となるか？

2-A4. 対象となります。熱海市内に2-Q1に該当する事業所、店舗等を有する方(法人または個人事業者)が助成対象者であり、熱海市内に登記がある必要はありません。ただし、この場合で、熱海市に納税の義務がない法人は、登記地の市区町村税で法人に課されている全ての税目に係る「市区町村税の完納証明書」の提出が申請時に必要です。(4-Q2を参照)

2-Q5. 個人事業者として、熱海市内の自宅兼事業所を拠点に、主に、首都圏方面の企業を個々に訪問して経営に関するコンサルタント業務をしている。この場合、助成金の対象となるか？

2-A5. 対象外です。本助成金は、主に、熱海市内の事務所や店舗の中などの密になりやすい環境下で、不特定多数の市民や観光客に対面で物販やサービス等を提供する事業者を想定しています。

< 3 助成対象経費、助成金の額 >

3-Q1. 助成の対象となる経費は？（2020.11.11 修正）

3-A1. 下記（1）と（2）の合計額が助成対象経費となります。

（1）新型コロナウイルスの感染予防対策に必要な消耗品 及び 1点当たりの取得価格が10万円未満の備品類の購入経費

例）マスク、フェイス・マウスシールド、消毒液、石鹼、体温計、仕切りアクリル板、飛沫感染防止スクリーン・シート、空気清浄機、サーキュレーター、サーモカメラ、非接触消毒液ディスペンサー など

※令和2年4月1日以降に購入したものが対象です。

※購入の際は、できる限り市内商店等での購入にご協力願います。

（2）事業用のカラオケ機器に係るカラオケリース料

※令和2年8月1日から同月31日までの間、感染予防対策としてカラオケ機器の使用を自粛した場合に限ります。

~~3-Q2. 店舗用に空気清浄機を購入したが、助成対象経費となるか？（2020.11.11 項目削除）~~

~~3-A2. 対象外です。空気清浄機、扇風機、大型サーキュレーターなどの備品類は助成対象経費となりません。~~

3-Q3. 店舗に換気扇を取り付けたが、助成対象経費となるか？

3-A3. 対象外です。換気扇、空調機器等の設備関係や、それらの設置に伴う工事費は助成対象経費となりません。

3-Q4. ホテルのフロントに天井から吊り下げるタイプの飛沫感染防止スクリーンを設置した。施工は業者に依頼し、支払額には工賃が含まれている。工賃は助成対象経費となるか？

3-A4. 対象となります。スクリーン、シート、仕切板などの消耗品の取り付けに係る工賃は助成対象経費とします。

3-Q5. 「事業用のカラオケ機器に係るカラオケリース料」が助成対象経費とされているが、事業用とは何を指すのか？

3-A5. 例えば、飲食店で来店客が歌唱するための用に供しているなど、事業所や店舗の営業に必要なカラオケ機器のことです。

3-Q6. 助成金の額は？

3-A6. 助成対象となる経費（3-Q1）の全額で、1事業所（店舗）あたり上限5万円です。ただし、市内に複数の事業所（店舗）を有する方は、1事業所（店舗）あたり上限5万円で10万円が限度（※1事業所（店舗）あたりの上限5万円で換算した場合、2事業所（店舗）分まで）となります。

3-Q7. 熱海市内で4店舗（A店、B店、C店、D店）を営んでいる。この場合の助成金の計算方法は？

3-A7. 市内に複数の事業所（店舗）を有している場合、1事業所（店舗）あたり上限5万円で、10万円が限度です。例えば、新型コロナウイルスの感染予防対策に必要な消耗品について、A店2万5千円分、B店2万5千円分、C店2万5千円分、D店2万5千円分を購入した場合は合計10万円となり、全ての事業所（店舗）が対象となります。

< 4 申請手続き（各様式の記入方法、必要書類） >

4-Q1. 申請案内や申請書等様式の入手方法は？

4-A1. 熱海市役所公式ホームページ（グーグルやヤフーで「熱海市」を検索 ⇒ 検索結果一覧の「ようこそ熱海市へ」をクリック ⇒ 表示されたページの「市民向け情報サイト熱海市」をクリック ⇒ 表示された熱海市役所公式ホームページ上段「注目のキーワード」内の「熱海市新型コロナウイルス感染症予防対策費助成金」をクリック）に掲載していますのでダウンロードしてご利用ください。なお、インターネット環境のない方は、熱海市役所観光経済課産業振興室（市役所第1庁舎3階）、南熱海支所、泉支所にご用意しています。また、熱海商工会議所（熱海市渚町8-2）にもご用意があります。

4-Q2. 申請時の必要書類は？（2020.11.11 修正）

4-A2. 下記の書類が必要です。

すべての方に必要な書類①～⑥ * 印の書式は熱海市公式ホームページからダウンロードできます。

- ① 助成金交付申請書（様式第1号）*
- ② 助成金請求書（様式第2号）*

③ 助成対象経費に係る領収書・レシート集計表 *

※④の領収書やレシートのコピーを貼り付け、または添付し、最下段の「助成対象経費合計」欄に合計額を記入のうえ提出してください。

④ 助成対象経費に係る領収書またはレシートのコピー（※原本でも可）

《感染予防対策に必要な消耗品 及び 1点当たりの取得価格が10万円未満の備品類の購入経費の場合》

※感染予防対策のため、**令和2年4月1日以降に購入したものであることが容易にわかるよう、購入日、商品種別、商品名、個数、金額などが明示されているものが必要**です。

※**商品種別が「雑貨」や「品代」となっている、助成対象外の商品と混同しているなど、助成対象経費と明確に判断できないものは助成対象となりません。**

《カラオケリース料の場合》

※**自粛期間中（令和2年8月1日から同月31日まで）に係るものが必要**です。

※**領収書またはレシートのほかに、「カラオケ機器を使用しなかったことを客観的に証する書類」が必要**です。（下記の**カラオケリース料を助成対象経費として申請する場合に必要な書類**を参照）

⑤ 熱海市内に事業所、店舗等を有していることを証明する書類

例) 営業許可書、所得税確定申告書、法人税申告書、開業届、公共料金の領収書などのコピー

※**事業所、店舗等の所在地や名称が明示され、直近に発行されたものが必要**です。

※**市内に複数の店舗等を有している場合の助成額（5万円超10万円以内）で申請の場合、申請する店舗数分のものが必要**です。

⑥ 振込先口座がわかる書類

例) 通帳を開いた1ページ・2ページ目、キャッシュカードなどのコピー

※振込時のトラブルを防止するため、必ず**「金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義、口座名義フリガナ」が確認できる箇所をコピー**してください。

カラオケリース料を助成対象経費として申請する場合に必要な書類

リース料に係る領収書またはレシートのほかに

⑦ カラオケ機器を使用しなかったことを客観的に証する書類

※自粛期間中（令和2年8月1日から同月31日まで）に感染予防対策としてカラオケ機器を使用しなかったことを証するもので**リース業者による証明等が記載されている書類（任意の書式）**を

提出してください。（※リース業者にご相談ください）

法人の所在地や個人の住所地が市外で、熱海市に納税の義務がない方に必要な書類

上記の書類のほかに

- ⑧ 市区町村税の完納証明書（納期が到来した税について未納がないことの証明書）

※**法人の所在地、または個人の住所地の市区町村税で、申請者に賦課されているすべての税目に係るものが必要**です。所在地または住所地の市区町村役場で取得してください。

※所在地または住所地が熱海市内にある方は、申請時に同意をいただき、熱海市において納税状況を確認しますので提出は不要です。

4-Q3. ①助成金交付申請書（様式第1号）について、様式中の「4 国又は他の地方公共団体による補助金、助成金等の有無」欄には何を記入すればよいか？

4-A3. 助成対象として申請する経費（3-Q1）について、別に国または他の地方公共団体による同種の補助金、助成金（以下「他の補助金等」といいます）の助成対象経費として申請し、交付を受けている場合は、対象経費として重複しないよう、「有」に○を付け、他の補助金等の名称を必ず記入してください。この場合、本助成金の額から他の補助金等の額を控除した額を交付することになります。他の補助金等がない場合は「無」に○を付けて提出してください。

4-Q4. ②助成金請求書（様式第2号）について、ゆうちょ銀行の口座としたいが、記号・番号を記入する欄がない。どのようにすればよいのか？

4-A4. ゆうちょ銀行の口座をご指定の場合は、記号・番号ではなく、口座ごとに別に割り振られている振込を受けるための店名・預金種目・口座番号等をご記入ください。通帳の表紙をめくった見開き（1 ページ目、2 ページ目）の最下段（※下図の赤枠内、ゆうちょ銀行ホームページより）に振込を受けるための口座番号が記載されています。不明の場合はゆうちょ銀行ホームページをご覧くださいか、最寄りの郵便局でご確認ください。



4-Q5. ④助成対象経費に係る領収書またはレシートのコピー（※原本でも可）について、消毒液を購入済だがレシート（領収書）を紛失し、手元に納品書しかない。どうしたらよいか？

4-A5. 購入したものについて「助成対象経費であること」、「令和2年4月1日以降に購入したものであること」、「代金は支払済であること」を確認するためには、領収書またはレシートの提出は必ず必要となります。領収書またはレシートを紛失した場合は、購入いただいたお店等に領収書の再発行についてご相談ください。

4-Q6. ④助成対象経費に係る領収書またはレシートのコピー（※原本でも可）について、インターネット通販でマスクを購入したので領収書がない。どうしたらよいか？

4-A6. 購入したものについて「助成対象経費であること」、「令和2年4月1日以降に購入したものであること」、「代金は支払済であること」を確認するためには、領収書またはレシートの提出は必ず必要となります。インターネット通販で購入して領収書が発行されない場合は、購入の事実がわかるもの（取引確認メールなど、購入日、商品種別、商品名、個数、金額などが明示されている部分のコピー）、及び当該取引に係る代金の支払い事実がわかるもの（クレジットカード利用明細書、金融機関の振込み明細書などの該当部分のコピー）の両方を提出してください。

4-Q7. 例えば、1回目の申請で2万円分、2回目の申請で3万円分など、1事業所（店舗）あたりの上限額である5万円の範囲内で、複数回に分けて申請することはできるか？

4-A7. できません。1人の助成対象者（法人または個人事業者）につき申請は1回限りとなります。

4-Q8. 申請書の提出方法は？

4-A8. 原則「郵送」のみの受付としています。必要書類（4-Q2）を受付期間内に下記あてにお送りください。

なお、郵送料については申請者負担でお願いします。

【郵送先】

書類送付先：〒413-8550 熱海市中央町1番1号

熱海市役所 観光経済課 産業振興室 コロナ対策助成金担当 あて

受付締切日：令和3年3月31日（水）【必着】

4-Q9. 各様式の押印に際して「浸透印」（※いわゆるシャチハタ印など）を使用してよいか？

4-A9. 使用できません。必ず朱肉を用いて押印してください。

4-Q10. 各様式に記入した事項を修正する際、修正液や修正テープを使用してもよいか？

4-A10. 修正液や修正テープは使用できません。修正箇所に二重線を引いて見え消し修正し、訂正印（※各様式の「代表者氏名」の欄に押した印鑑と同じもの）を必ず押してください。修正液・修正テープの使用や、訂正印が押されていない場合は、再提出をお願いすることとなります。なお、助成金請求書（様式第2号）の金額欄については修正できませんので、金額を間違えた場合は必ず新しいもので書き直してください。

4-Q11. 申請から助成金の交付（振り込み）までは、どれくらいかかるのか？

4-A11. 申請時の必要書類（4-Q2）を審査し不備がなければ、おおむね30日程度でご指定の口座に振り込みます。不備がある場合は、改めて書類の再提出や追加提出をお願いするため、相応の時間を要することとなりますのでご承知おきください。

4-Q12. 助成金の交付日（振り込み日）は申請者に通知されるのか？

4-A12. 助成金の交付（振り込み）にあたっては、市役所から申請者に振込日等の通知は行いません。誠に恐れ入りますが、通帳を記帳するなどして振込みをご確認ください。

4-Q13. ④助成対象経費に係る領収書またはレシートのコピー（※原本でも可）について、領収書のあて名が申請者と異なっているが、申請時の必要書類として用いてもよいか？（2020.10.19 項目追加）

4-A13. 領収書のあて名は、「申請者と同じ」、または「申請者が熱海市内に有している事業所、店舗等の名称（屋号）」となっていることが必要です。これは、助成対象経費について、本助成金の目的（1-Q1）に沿ったものであることを確認するためです。